

川崎市防災広報印刷物広告掲載要領

平成 23 年 7 月 8 日

23 川総危第 459 号

(趣旨)

第 1 条 総務企画局危機管理室が発行する防災に関する広報印刷物（以下「広報印刷物」という。）への広告掲載に関し必要な事項は、川崎市広告掲載要綱（平成 17 年 11 月 21 日付け 17 川財財第 298 号。以下「要綱」という。）及び川崎市広告掲載基準（平成 17 年 11 月 21 日付け 17 川財財第 298 号。以下「基準」という。）で定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(広告主の範囲)

第 2 条 広告主の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市及び川崎市が出資又は出損する法人
- (2) 国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれらが出資又は出損する法人
- (3) 公共交通機関、ライフライン事業者、その他これに類する公共的性格を有する市内事業者
- (4) 公共的性格を有する新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関
- (5) 市内のデパート、商店街や専門店の連合体
- (6) 防災関連商品の製造、販売をする事業者
- (7) 大学や学校、不特定多数が利用できる文化・スポーツ施設

(広告内容の範囲)

第 3 条 掲載する広告の内容は、広報印刷物の作成趣旨に基づき、市民の防災意識や地域防災力の向上に寄与するものとする。

(広告募集説明書の作成)

第4条 危機管理監は、広告の位置、広告の枠数、印刷物の配布期間、広告掲載料及び広告掲載申込書等を定めた広告募集説明書を広報印刷物ごとに作成する。

(広告掲載の申込み)

第5条 広報印刷物への広告掲載希望者は、広告募集説明書の記載内容に基づき申し込むものとする。その際、危機管理監は必要に応じて掲載を希望する団体に関する資料を求めることができる。

(防災広報印刷物広告掲載審査委員会)

第6条 広告掲載の適正化を図るため、防災広報印刷物広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 前項に定める委員会は、危機管理室長、危機管理室担当部長、危機管理室担当課長、総務企画局庶務課長及び総務企画局シティプロモーション推進室担当課長をもって構成し、委員長は危機管理室長とする。

3 委員会は、以下に掲げるものについて審査し、その結果を市長に報告する。

(1) 第2条、第3条、要綱第5条及び基準の該当事由

(2) 広告の内容及びデザイン等

(3) その他広告主の範囲及び広告掲載の内容等に疑義が生じた場合

4 委員会は、前項の審査の結果、適格と判断される広告掲載希望者が、広告の募集枠数を超えたときは、第2条記載の順位により順位付けを行う。この場合において、同順位の者の中では本市防災事業に貢献している者を優先するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、委員会の報告に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び

条件等について、広報印刷物掲載承認・不承認通知書（別記様式）により、
広告掲載希望者に通知するものとする。

（広告原稿の審査）

第8条 委員会は、広告掲載承認後、広告主が提出した広告原稿について審査
を行い、その結果及び修正意見等を危機管理監に報告する。

2 危機管理監は、前項の報告に基づき、広告主と広告原稿の修正について調
整する。

（広告掲載の契約）

第9条 広告主は、広告掲載に当たり、本市と広告掲載に関する契約を締結す
るものとする。ただし、広告主が川崎市（公営企業を除く。）であるときは
、この限りでない。

（広告掲載料）

第10条 広告主は、広告掲載の決定後、広告掲載料を市長の指定する期日ま
でに一括前納するものとする。

（広告主の責務）

第11条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負
うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広
告の内容等に関する財産権の全てにつき、権利処理が完了していることを保証
するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、
広告主の責任及び負担において解決するものとする。

（事務局）

第12条 委員会の事務局は、総務企画局危機管理室に置く。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年7月8日から施行する。

(関係指針の廃止)

2 防災広報印刷物広告掲載審査委員会事務取扱指針(22川総危第588号)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式(第7条及び第10条関係)

広報印刷物掲載承認・不承認通知書

年 月 日

様

川 崎 市 長

年 月 日付けで申込みされた防災広報印刷物への広告掲載について、
次のとおり（承認・不承認）とします。

広告媒体	
広告内容	
配布期間	
広告掲載ページ	
広告掲載料	¥
納入期限	年 月 日
原稿提出期限	年 月 日
提出先	
理由(不承認の場合)	

担当部署 _____

担当者名 _____

電話番号 _____